

## 錦江町農業委員会 4月定例総会会議録

○ 開催日時 令和3年4月26日（月） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人）

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内菌 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 寺田委員

農地利用最適化推進委員 無し

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木まり子・山下 友幸  
産業建設課長 荒木 義文

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

10番 鍋委員

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

5番	鳥越委員
6番	元丸委員

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第1号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について

議案第2号 農地法第3条許可申請について

議案第3号 農地法第5条許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第5号 錦江農業振興地域整備計画全体見直しについて

○事務局長	<p>それではただいまから、令和3年4月の定例総会を開催したいと思います。そのまま結構でございます。姿勢を正してください。一堂礼。</p> <p>では農業委員会憲章朗読を、10番、鍋委員よろしく願いいたします。</p>
○鍋委員	<p>憲章朗読</p>
○事務局長	<p>ありがとうございました。では、会長挨拶をよろしく願いします。</p>
○会長	<p>皆さん、こんにちは。大分暑くなっていまいりましたが、皆さんには、忙しい時期にご出会くださいましてありがとうございました。体など十分気をつけて頑張っていたきたいと思います。それでは、ただいまより、令和3年4月、錦江町農業委員会の議事を開会いたします。寺田委員が欠席であります、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定による総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定による、本日の会議録署名議員に5番・鳥越委員と6番・元丸委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。次に「会務報告について」を議題としますので、事務局の報告をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>まず1番上のほうですが1日、辞令交付式、及び年度初め式がございまして、私は当然ですけれども、会長に辞令交付として出席していただいたところがございます。続いて9日、第1回自治会長会が文化センターで開催されました。19日、農業委員会新任職員研修会がございまして山下書記がズームでの参加、今はやりのWeb会議という形で参加しております。続いて20日、農業者年金新任担当者研修会、これも同じでございます。続いて22日ですけれども、第5条申請がございましたので現地調査を行っております。鳥越委員と寺田委員の2名の委員に出席していただいたところです。続いて26日、本日ですけれども、農業委員会4月の定例総会でございます。そして明日27日ですけれども、農地中間管理事業の推進担当者会ということで、私が出席いたします。場所は鹿児島市の自治会館でございます。続いて28日、次の日ですけれども、第1回大隅地区農業委員会事務局長会議で私が出席予定でございます。鹿屋市とございますが、振興局内でございます。会務報告は以上です。</p>
○会長	<p>ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>無いようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第1号「農地法第3条第2項第5号の下限面積の見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はいそれでは3ページをごらんいただきたいと思います。内容的なものは昨年度と一緒にございますが、敢えて説明をさせていただきます。下限面積の経過と今回の提案ということで、旧大根占町が40アール、旧田代町は30アールが下限面積となっておったところです。錦江町として合併した際に30アール</p>

	<p>の下限面積の見直しを行ったというところです。そして30アールについてですけれども、ただし錦江町空き家バンクに登録された宅地に隣接した農地については、0.1アール以上とするという内容を、平成30年10月25日に意思決定をしているということで、平成3年度も同じ内容で錦江町農業委員会としては意思決定をするということで、真ん中より下の四角のほうに令和3年4月26日提案ということで表記しておるところでございます。皆さん方に確認していただきたいことは、下限面積は30アールだけれども、錦江町空き家バンクに登録された宅地に隣接した農地については0.1アール以上ということで、下限面積とするということを意思決定するという旨の協議をしていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。</p>
○会長	<p>事務局の説明がありましたが、何か質疑はありませんか。</p>
○事務局長	<p>ちょっと説明が一つ漏れておりました。政策企画課に確認をとったところ、現在のところ錦江町空き家バンクに登録されているのは、7戸であるということでこの7戸全部が農地を抱えているわけではございませんが、逆に政策企画課のほうから、空き家の情報があったら政策企画課のほうにも情報提供をお願いしますと言われたところでございます。以上です。</p>
○会長	<p>質疑ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第1号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり決定しました。次に、議案第2号「農地法第3条許可申請について」を審議いたしますので事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はいそれでは、5ページをごらんいただきたいと思います。農地法第3条許可申請でございます。受付番号1番でございます。譲渡人が〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請に係る土地が大字田代川原字釜牟田3,510の3、地目は現況台帳ともに畑でございます。地積につきましては1,221㎡となっております。譲受人については〇〇さん、早瀬自治会の方でございます。説明は以上です。</p>
○会長	<p>続いて、弓指推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○弓指推進委員	<p>この件は、〇〇さんのもとに、〇〇さんから、土地を売りたいということが出たらしくて、今まで〇〇さんが半分は畑をつくっていて、その並びで、空いたところに杉の木を植えてもらったら自分のところに日が当たらないというようなことで入手したいということでした。なんら問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
○会長	<p>事務局の説明、担当委員の報告ありましたが、何か質疑はありませんか。</p>

○委員	価格を教えてください
○弓指推進委員	〇〇円ということでした。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第2号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第2号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第3号「農地法第5条可申請について」を審議いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは7ページをごらんいただきたいと思います。5条の許可申請が上がってきておりますので説明をいたします。受付番号は1番でございます。申請人は、〇〇さん並びに〇〇さんでございます。申請地の土地につきましては大字城元字今町ノ上985の6、地目は現況台帳共に田でございます。地積が396㎡となっております、転用目的は一般住宅を建てるためとなっております。その理由といたしまして、申請人は借家住まいのため申請地に自己所有の住宅を建築するというご事情でございます。位置図につきましては8ページよりも9ページがいいですかね。この地図で見ると、ここの役場の上ですね、その上で100メートル上のほうです。まだわかりやすく見るためには、そうですね、〇〇委員の実家の若干、山手のほう。その道路沿いです、10ページをごらんいただきまして、中央付近に書いてありますが、ここになります。そして11ページですけれども、道路側のほうが駐車スペース、その後に住宅を建てるというような形です。小型の合併浄化槽の位置もそこにつけてございます。これで確認をしていただければと思います。説明は以上です。
○会長	続いて鳥越委員の調査報告をお願いいたします。
○鳥越委員	この間、22日に、先ほどありましたように寺田委員と事務局2名の4人で、調査いたしました。先ほどからあるように、場所はそこの上で、都市計画内でもあり、3種農地でもあり何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。金額のほうは480万だそうです。以上です。
○徳永委員	申請人が2人ありますが、どちらの方が主体ですか。
○事務局長	〇〇さんが買うほうで、〇〇さんが売るほうでございます。
○会長	ただいま報告がありましたが質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第3号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し

○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第3号は原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請について」を議題としますが、ここでお諮りいたします。資料のとおりこの議案は、96筆の審議となっており、また農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、公平な審議を行うため、貸し人、借り人の関係者である委員の退席を求めなければ、ならない案件も、あることから4回に分けて審議したいと思いますが、異議ございませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号1番から6番について、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは13ページをごらんいただきたいと思います。まず受付番号1番から3番でございますが、貸し人が〇〇さん、大久保自治会の方でございます。3筆ございます。詳細はお目通しいただきまして3筆で14,650㎡となっております。貸付は令和3年4月27日から令和5年12月14日まで、小作料金が3筆で〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、笹原自治会の方でございます。続いて受付番号4番ですが、貸し人が〇〇さん、木原自治会の方でございます。申請地につきまして馬場字寺前ノ上2,067、地目が田、地積が3,014㎡となっております。貸付は令和3年4月27日から令和7年12月14日まで、小作料金が〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、六反田自治会の方でございます。続いて受付番号5番と6番でございますが、貸し人が〇〇さん、大阪府の方でございます。2筆ございますのでお目通し願いまして、合わせて1,320㎡となっております。貸付は令和3年4月27日から令和7年12月14日まで、小作料金は〇〇円。借り人は〇〇さん、鳥井戸自治会の方でございます。以上です。
○会長	事務局から説明がありましたが、1番から3番について鈴委員の報告をお願いいたします。
○鈴委員	報告をいたします。この土地については〇〇がこれまで耕作しており、正式に利用権設定することとなったところです。何ら問題無いと思いますのでよろしく申し上げます。
○会長	続いて、受付番号4番について鳥越委員の報告をお願いいたします。
○鳥越委員	報告いたしますこの案件は高収益での事業絡みの案件でございます。この土地を〇〇さんが40年来、耕作されていて、若干小作料金が高いので相談しましょうかということと言いましたけれども、本人の意向が、このままでいいということだったので、このまま〇〇円ということになりました。何ら問題はないかと思っておりますのでよろしく申し上げます。
○会長	ありがとうございました。続いて受付番号5番から6番について内菌推進委員の報告をお願いいたします。

○内菌推進 委員	報告いたします。借り人の〇〇君ですが、主に葛を作っておられまして意欲ある青年でございます。何ら問題ないかと思っておりますのでよろしくお願い致します。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが質疑はありませんか。
○委員	4番はハウス込みですか。
○鳥越委員	いいえ、ハウスは建っておりません
○委員	了解しました
○会長	他に質疑はありませんか
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号1番から6番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、受付番号1番から6番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号7番から12番について審議いたします。説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは引き続き13ページのほうをごらんいただきたいと思います。まず受付番号7番から10番についてですが、貸し人が〇〇さん、東京都の方でございます。4筆でございますので詳細はお目通し願ひまして、4筆で5,829㎡となっております。貸付は令和3年4月27日から令和12年12月14日まで、小作料金については、4筆で〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、神川城自治会の方でございます。続いて受付番号11番ですけれども、貸し人が〇〇さん、南大隅町の方でございます。申請地は田代麓字門田1,596の1、地積が785㎡となっております。貸付は令和3年4月27日から令和8年12月14日まで、小作料金につきましては〇〇円、借り人は〇〇さん、笹原自治会の方でございます。次の14ページをあけていただきたいと思います。受付番号12番、貸し人が〇〇さん、郷ノ原自治会の方でございます。申請地は田代川原字袖山平原2,747の1、地目は畑、地積が3,878㎡、貸し付けが令和3年4月27日から令和8年12月14日まで、小作料金は〇〇円。借り人は〇〇さん、下自治会の方でございます。説明は以上です。
○会長	事務局から説明がありましたが、受付番号7番から8番について内菌委員の報告をお願いいたします。
○内菌委員	受付番号7番から10番のこの案件は継続案件です。借り人の〇〇さんは、農地も農地周りも、きれいに整備されており、認定農業者でもありますので、何ら問題ないと思っております。審議のほどよろしくお願い致します。
○会長	はい、ありがとうございました。続いて受付番号11番について折小野推進委員の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	11番を説明します。借り人の〇〇さんは、甘藷を手広く栽培していらっしゃいます。隣を〇〇さんが作っている関係で借りたいということで、〇〇さん

	は畔払いとか管理もしっかりしていらっしゃって、若いながらも、非常に頑張っておられます。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。
○会長	続いて受付番号12番について弓指推進委員の報告をお願いいたします。
○弓指推進委員	はい。12番の件ですが、〇〇さんのここは畑となっているんですけど、ここに牛小屋がありまして、その周りは畑になっているんですが、そこで、〇〇さんが、生産牛の育成をするということで借りたいということで借りられたということで、何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号7番から12番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号7番から12番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号13番から23番を審議いたしますが、関係者である〇〇委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。では受付番号13番から23番について説明をいたします。今回の件につきましては、借り人は全て同一でございます。こちらのほうは省略させていただきます。まず13番ですけれども貸し人が〇〇さん、表木自治会の方でございます。申請地は田代麓字塩井川1,860の1、地目が田、地積が1,924㎡となっております。貸付のほうはご覧いただきたいと思ひます。続いて14番、貸し人が〇〇さん、南大隅町の方でございます。申請地は田代麓大字塩井川1,867、地目が田、地積が1,197㎡となっております。続いて15番ですけれども、貸し人が〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請地は田代麓大字塩井川1,865、地目が田、地籍が597㎡でございます。続いて16番、貸し人が〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請地は田代麓字永山1,277、地目が畑、地籍が3,324㎡でございます。続いて17番と18番ですけれども、貸し人が〇〇さん、錦江園の方でございます。申請地は、お目通し願ひまして、2筆で1,655㎡となっております。続いて19番と20番でございますが、貸し人が〇〇さん、橋ノ口自治会の方でございます。申請地もお目通し願ひまして、2筆で1,931㎡となっております。続いて21番、貸し人が〇〇さん、表木自治会の方でございます。申請地が田代麓土屋2,274の1、地目が田、地積が991㎡でございます。続いて22番、貸し人が〇〇さん、山下自治会の方でございます。申請地が田代麓字洗切2,054の10、地目が田、地籍は1,359㎡となっております。続いて23番、貸し人が〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請地が田代麓字飯牟田2,218、地目が田、地積が484㎡となっております。以上です。
○会長	ただいま事務局から説明がありましたが、受付番号13番から23番について

	毛下委員の報告をお願いいたします。
○毛下委員	はい。報告します。この11件については、法人を解散し任意団体となったことと、代表者が代わったために中間管理事業を解約し、利用権の設定を新たにしたところです。以上です。
○会長	ただいま事務局の説明と担当員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号13番から23番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号13番から23番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。次に受付番号24番から96番について審議いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	説明をいたします。24番から96番につきましては、中間管理機構の案件でございまして、当然ながら借り人のほうは、県の地域振興公社となっております。そして、貸し付けに関しましても令和3年7月1日から令和23年6月30日までと同じ内容でございますので、この部分は省略させていただいて説明をいたします。よろしくをお願いいたします。まず受付番号24番ですけれども、貸し人が○○さんでございます。申請地は馬場字染川4,402の4、地目が田、地籍が305㎡となっております。続いて25番、貸し人が○○さん、笹原自治会の方でございます。申請地は馬場字染川4,402の3、地目が田、地籍が370㎡でございます。15ページに移りまして受付番号26番、貸し人が○○さん、鹿屋市の方でございます。申請地が馬場字坂下4,373の3、地目が田、地積が1,179㎡でございます。続いて27番から30番ですが、貸し人が○○さん、笹原自治会の方でございます。4筆でございますので詳細はお目通し願いまして、4筆合わせて3,580㎡となっております。続いて31番から36番でございますが、貸し人が○○さん、笹原自治会の方でございます。申請地が6筆でございますのでお目通し願いまして、6筆で5,197㎡となっております。続いて37番と38番ですけれども、貸し人が○○さん、笹原自治会の方でございます。2筆でございますのでお目通し願いまして、2筆で1,279㎡となっております。16ページを開けていただいて、39番から42番、貸し人が○○さん、笹原自治会の方でございます。4筆でございますのでお目通し願いまして、4筆で3,661㎡となっております。続いて43番、貸し人が○○さん、笹原自治会の方でございます。申請地が馬場字染川4,386の4、地目が田、地積が778㎡となっております。続いて44番から46番ですけれども、貸し人が○○さん、川南自治会の方でございます。3筆でございますのでお目通し願いまして、3筆で1,497㎡でございます。続いて47番と48番、貸し人が○○さん、鹿屋市の方でございます。

2筆ございますのでお目通し願ひまして、2筆で2,042㎡でございます。続いて49番と50番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会でございます。2筆ございますのでお目通し願ひまして、2筆で1,488㎡となっております。続いて17ページの51番ですけれども、貸し人が〇〇さん、鳥井戸自治会の方でございます。申請地が馬場字染川4,415の3、地目が田、地積が1,289㎡となっております。続いて52番から55番ですが、貸し人が〇〇さん、笹原自治会でございます。4筆ございますのでお目通し願ひまして、4筆で2,574㎡となっております。56番、貸し人が〇〇さん、長崎県の方でございます。申請地はお目通し願ひたいと思います。続いて57番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。申請地もお目通し願ひたいと思います。続いて58番から64番ですけれども、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。7筆ございますのでお目通し願ひまして、7筆で4,415㎡となっております。18ページをご覧いただきたいと思います。受付番号65番でございます。貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地のほうも目通し願えればと思います。続いて66番、貸し人が〇〇さん、川南自治会の方でございます。申請地もお目通し願ひたいと思います。続いて67番と68番ですけれども、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。2筆ございますのでお目通し願ひまして、2筆で1,399㎡となっております。続いて69番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひたいと思います。続いて、70番、貸し人が〇〇さん、川南自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひます。続いて71番と72番ですけれども、貸し人が〇〇さん、霧島市の方でございます。申請地は2筆ございますのでお目通し願ひまして、2筆で2,168㎡でございます。続いて73番、貸し人が〇〇さん、自治会は東中郡でございます。申請地はお目通し願ひます。続いて74番、貸し人が〇〇さん、壱岐自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひます。続いて75番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましてはお目通し願ひます。続いて76番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地はお目通し願ひます。続いて77番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地はお目通し願ひください。続いて78番、貸し人が〇〇さん、大久保自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひます。続いて19ページに移りまして受付番号79番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひます。続いて80番と81番ですが、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。2筆ございますのでお目通し願ひまして、2筆で722㎡でございます。続いて82番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地はお目通し願ひたいと思います。続いて83番から86番ですが、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。4筆ございますのでお目通し願ひまして、4筆で1,828㎡となっております。続いて87番と88番ですが、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。申請地は2筆ございますのでお目通し願ひまし

	<p>て、2筆で1,744㎡となっております。続いて89番と90番ですが、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。2筆でございますのでお目通し願ひまして、2筆で1,047㎡でございます。20ページを開けていただいて、受付番号91番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地は、お目通し願ひます。続いて92番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひます。続いて93番ですが、貸し人が〇〇さん、笹原自治会、申請地はお目通し願ひます。続いて94番と95番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。申請地が2筆でございますので、お目通し願ひまして、2筆で3,085㎡でございます。最後に96番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひます。説明は以上です。</p>
○会長	<p>長々の説明ご苦労さまでございます。ただいまの説明に対して質疑はありますか。質疑ありませんか。</p>
○鈴委員	<p>実質的に金銭のやり取りは行いますか。</p>
○折久木書記	<p>本人名義あるいは親の名義のものとかっていうのを借りる場合は、実際は免除です。やりとりはしません。</p>
○鈴委員	<p>ここに載っているだけで、免除になっているということですか。</p>
○折久木書記	<p>契約上は金額を入れた形で、公社とも契約をして、そして公社から耕作者へもしますけど、実質はお金を払わないです。</p>
○鈴委員	<p>実際に払わなければならないのかと思っていました。</p>
○鍋委員	<p>貸主が亡くなられた場合の継続の方法はやり直しですか。</p>
○折久木書記	<p>やり直しではなくて継承手続をします。ただ亡くなられた場合というか契約されている方が亡くなった場合は別な方に、また継承という形で契約をします。引き続きです。名義変更みたいな感じです。</p>
○徳永委員	<p>相続未登記者が多いようですが。これを機に指導はされていませんか、</p>
○折久木書記	<p>話はされていますが、なかなか多いとされていないのが現状です。</p>
○安水委員	<p>20年は無理で、5年でまた印鑑のもらい直しではないですか</p>
○鳥越委員	<p>多分5年間ではなつたでしょうか、</p>
○安水委員	<p>5年でしたよね。</p>
○折久木書記	<p>印鑑をもらってはあります、1/2以上で5年だったので、10年間貸さないといけないけど、10年契約できないので、5年・5年っていうことでしましたけど、2年ほど前ですかね、制度が変わりまして、契約を2分の1以上の同意を受けたら、10年以上の契約ができるというふうになっていますので。ただ、今おっしゃったように基盤法なので通常、利用権設定も一緒なのですけれども、今言われたように地権者が亡くなるなど、いろいろあるので、あまり長くするのはどうかということで、農業委員会としては10年でしております。</p>
○鈴委員	<p>期間が20年になっていますけど、地権者の人たちが、もし亡くなって、後を見つけないといけない。けど、作り手がいないと、はっきり言って。そうい</p>

	うことになったときにはどうなりますか、
○事務局長	新たにまた耕作者を見つけるということなると思います。
○折久木書記	見つけないといけません。
○鈴委員	見つけないといけませんということですね。
○鍋委員	解約ということはないのですね。
○事務局長	結局中間管理機構を通してこういった形で基盤法という形で、許可するという権限を農業委員会が持っているので、後継者として、次の耕作者を見つけるのは、農業委員会の務めではないかなと思います。ちなみにですよ、ここの笹原の水田は、後で荒木課長から話をしてもらいますけれども、畦畔除去でどうにかなって、面積を広げるっていうことができそうな場所ですか。
○鈴委員	全部はできない。まあ大体はできるような場所です、
○事務局長	これもまた後で話はしますけれども、町長・副町長は本当にいい事業だと、荒木課長なんかのこの、事業については非常に評価をいただいているので、できればそういった形で、どんどん遊休農地になりそうなところは、こういった事業を使って、繰り返しますけど後で詳しく荒木課長にしてもらいますけれども、そういうのも含めてですね、いろいろ担い手を育てるところも考えていかなければならない部分ではあると思います。
○会長	ほかに質疑ありませんか。
○徳永委員	この20年は長いので10年にしなさいと、そうすれば認めましょうというような、先々を考えなさいということではできませんか
○鈴委員	この案件は20年にして基盤整備をしようという発想のもとに、20年にされております。ただ、いまの現状のやつを、20年記載しているわけではありません。
○会長	よろしいですか。
○徳永委員	了解しました
○会長	ほかにありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号24番から96番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号24番から96番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に議案第5号「錦江町農業振興地域整備計画全体見直しについて」を審議いたしますので、事務局の説明をお願い、お願いいたします。
○事務局長	はいそれでは23ページをご覧いただきたいと思います。ここに55筆、字が細かいので詳しく見られない委員がいらっしゃるかもしれませんが、この55

	<p>筆については、農業振興地域の担当のほうからこれらの筆を農地から除外していかという旨のリストになっております。この中で、昨年、皆さん方に利用状況調査をお願いして協力いただいたところなのですが、この55筆の中で、39番と40番については畠中推進委員がB判定をしていただいたものと同じ地番でございます。ということは誰が見ても畠中推進委員が判断されたように、もう完全に山林化、原野化しているよというのと重なったというところでございます。それ以外は、多分、皆さん方に状況調査を依頼した以外の、もう既に何年も前から、山林化した原野化した土地であろうと思われま。ちなみにこの55筆で12万8,341㎡でございます。この12.8ヘクタールが農業振興地域から除外されるということでございます。これが農振地域から外れるとなると、農業振興地域が9,270ヘクタールになるということになります。そして、その中で農用地区域が1,546ヘクタール、田んぼが486ヘクタール、そして畑が807ヘクタール、樹園地が230ヘクタール、農業用施設用地が19ヘクタール、そしてその他が4ヘクタールということで農業振興地域の全体計画の見直しとしての数字が挙げられてきております。それを踏まえた上で、農業委員会としてはこの55筆、12万8,341ヘクタールの、除外についてというところを協議していただくということになります。</p>
○徳永委員	<p>17番のこの場所は、植木の契約として賃貸契約を結んでいる場所です。あがること自体が「何で？」と思ったぐらいです。木をまた植え直しています。除外には該当しないのではないですか。</p>
○事務局長	<p>わかりましたそういうのがあれば非常に農振担当も助かりますので、多分、写真判定を業者がして、完全に田んぼ畑ではないね、耕作してないねというところでのリストだと思いますので、そういった声が非常にありがたいと思います。17番でしたよね。</p>
○徳永委員	<p>ちなみにここはですね、ことしの末で賃貸契約期間が終了するので、地権者は亡くなっております。それで息子さんがおられるのですが、息子さんとは、契約変更時に貸し人の名義を替えようかと話しをしております</p>
○折久木書記	<p>これは、農振農用地からの、除外ということなので、農振地域ではあるんですけど、農用地でないといけないということがなければ別に除外してもいいのかなと思います。</p>
○徳永委員	<p>この場所の周辺はお茶とか、全部使っているんで、ここだけ除外はどうかなと思います。</p>
○折久木書記	<p>ちょっと地図を見ないとよくわかんないので、中に入るようであれば残すように提言します。</p>
○徳永委員	<p>場所は分かりますか。桜原線の道路沿いです。</p>
○事務局長	<p>現状からいくと、周囲は完全に畑になっているわけですね。外せばかえっておかしくないかというところですよ。そこだけぽつんと外せばということですよ。一体的ではない気がしますね。であれば、形としてはこのまま曲迫</p>

	<p>が二つありますけれども、ここだけがぽつんと農地から外れて農振に入っているようであれば外すのはもう全然問題ないんでしょうけれども、隣が畑だったりするという場所ですね。今せっかくこういう貴重な意見をいただきましたので、事務局としては、農振担当と再度この筆については協議をしたいということでございます。こういうときのために意見を求めるということで担当から来ておりますので、今の意見は協議の場でもんでみたいと思いますので、よろしいでしょうか。</p>
○会長	ほかに質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第6号については原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第5号については原案のとおり決定しました。以上で、令和3年4月、錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局長	姿勢を正してください。 一同、礼。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

番

番

議事録調整者